

人材開発支援助成金

(☐ 教育訓練休暇制度 / ☐ 長期教育訓練休暇制度 / ☐ 教育訓練短時間勤務等制度)

事業所確認票

主たる事業所

事業所名		雇用保険適用事業所番号 11桁(4桁－6桁－1桁)				常時雇用する労働者数
			－		－	

従たる事業所

事業所名		雇用保険適用事業所番号 11桁(4桁－6桁－1桁)				常時雇用する労働者数
1			－		－	
2			－		－	
3			－		－	
4			－		－	
5			－		－	
6			－		－	
7			－		－	
8			－		－	
9			－		－	
10			－		－	
主たる事業所と従たる事業所の 常時雇用する労働者数の合計						

※ ホームページから様式をダウンロードする際は、第 2 面も両面印刷して使用してください。

訓練休暇様式第3号(第2面)

【記入上の注意】

- 1 この書類は人材開発支援助成金の教育訓練休暇制度、長期教育訓練休暇制度又は教育訓練短時間勤務等制度を利用する場合に必要な事項を記載して提出してください。
- 2 本票名欄において、教育訓練休暇制度、長期教育訓練休暇制度又は教育訓練短時間勤務等制度のいずれか該当する制度の□に✓を記入してください。
- 3 主たる事業所と、従たる事業所の全てを記入してください（雇用保険適用事業所以外の事業所も含む。）。
- 4 事業所が他都道府県にまたがる場合もすべて記載してください。
- 5 記載しきれない場合は、適宜行を追加して記載してください。

- 6 「常時雇用する労働者」とは、2か月を超えて使用される者（実態として2か月を超えて使用される者のほか、それ以外の者であっても雇用期間に定めのない者及び2か月を超える雇用期間の定めのある者を含む。）であり、かつ、週当たりの所定労働時間が、当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等（現に当該事業主に雇用される通常の労働者の週当たりの所定労働時間が40時間である場合は、概ね40時間である者をいいます。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）の特例として所定労働時間がいまだに40時間を上回っている場合は、「概ね同等」とは、概ね当該所定労働時間を指す。）である者をいいます。
- 7 記載漏れがあった事業所において、支給申請があった場合、過去に遡って支給の適正を調査することがあります。